は、平成29年３月31日付け号外政府調達第61号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。
⑷　薬事法に基づく医療用具の販売業の届出をしていることを証明した者であること。
⑸　購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
⑹　契約細則第４条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒625―8502 京都府舞鶴市字行永2410番地
独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター企画課長　松谷　智仁　電話0773―62―2680　内線230
⑵　入札説明書の交付方法　⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札書の受領期限　平成29年６月23日11時00分
⑷　開札の日時及び場所　平成29年６月23日11時00分　院内会議室
４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると経理責任者が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　詳細は入札説明書による。

５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Takashi Houri, Director, National Hospital Organization Maizuru Medical Center
⑵　Classification of the products to be procured : 22, 31
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Invitro medical test equipment 1 set
⑷　Delivery period : July 21, 2017
⑸　Delivery place : National Hospital Organization Maizuru Medical Center
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 5 of the Regulation concerning Contract for National Hospital Organization (NHO). Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons with in the said clause ;
②　not come under Article 6 of the Regulation concerning Contract for NHO ;
③　have Grade A, B or C in “Sales of products” for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Kinki Region ;
④　prove to have registered with the relevant authorities, in accordance with the Pharmaceutical Affairs Law, to in itiate business of selling medical appliances ;
⑤　prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the procured products ;
⑥　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 4 of the Regulation ;
⑺　Time-limit for tender : 11 : 00 A.M. June 23, 2017
⑻　Contact point for the notice : Tomohiro Matsutani, Director, Accounting Division, National Hospital Organization Maizuru Medical Center, 2410 Aza Yukinaga Maizuru-shi kyoto-fu 625―8502, Japan. TEL 0773―62―2680 ext. 230

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 29 年５月２日
経理責任者　独立行政法人国立病院機構
都城医療センター院長　冷牟田浩司
◎調達機関番号　597　◎所在地番号　45
○第 14802 号（№14802）
１　調達内容
⑴　品目分類番号　４
⑵　購入等件名及び数量　次の購入物品又はこれと同等の品質を有する同規格単価のものであって、「使用薬剤の購入価格」（薬価基準）に収載されているもの。
ポマリストカプセル４ｍｇ（７カプセル入）134箱
レブラミドカプセル５ｍｇ（40カプセル入）140箱
⑶　納入期間
自　平成29年７月１日
至　平成30年６月30日
⑷　納入場所　独立行政法人国立病院機構都城医療センター
⑸　入札方法　⑵の件名ごとにそれぞれ入札に付する。入札金額については、⑵の件名ごとにそれぞれの単価を記入すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑹　その他　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第22条の規定に基づき単価契約とする。
２　競争参加資格
⑴　契約細則第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　契約細則第６条の規定に該当しない者であること。
⑶　厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣの等級に格付され、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。なお、当該競争参加資格については、平成27年12月24日付号外政府調達第240号の官報競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けいている。
⑷　薬事法に基づく医薬品の一般販売業の許可を得ていることを証明した者であること。
⑸　購入される医薬品を経理責任者が指定する日時、場所に十分に納品することができることを証明した者であること。
⑹　契約細則第４条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒885―0014 宮崎県都城市祝吉町5033番地１　独立行政法人国立病院機構都城医療センター企画課長　村尾　浩一　電話0986―23―4111
⑵　入札書の受領期限　平成29年６月22日　17時00分
⑶　開札の日時及び場所　平成29年６月23日　13時30分　独立行政法人国立病院機構都城医療センター小会議室
４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に２⑶から⑹の証明となるものを添付して入札書の受領期間内までに提出しなければならない。
なお入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該医薬品の有効性及び安全性等について説明を求められた場合はそれに応じなければならない。